

SANJO 安心なお店エール飲食券取扱加盟店募集要領

三条安心なお店応援協議会

1. 事業の目的

市民へのワクチン接種が進む中、9月30日をもって緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が終了し、それに伴い10月15日付けで県の警報が解除されたことを受け、県のいがた安心なお店応援プロジェクト認証を受けている市内店舗で使えるプレミアム飲食券発行事業に取り組む。

これにより、業績が低迷している地元飲食業等への消費を喚起し、市内経済の回復を後押しする。

2. 飲食券の概要

【名称】 SANJO 安心なお店エール飲食券

【発行者】 三条安心なお店応援協議会

【発行内容】

SANJO 安心なお店エール飲食券を1冊8,000円で販売する。(プレミアム率25%)

1冊10枚綴り(1,000円券×10枚、10,000円分)の飲食券を取扱加盟店で

11月25日(木)から使用可能

3. 飲食券の販売方法等

1冊10枚綴り(1,000円券×10枚、10,000円分)の飲食券を8,000円で販売する。

4. 飲食券の使用期間

飲食券の利用期間は、令和3年11月25日(木)～令和4年1月31日(月)までとする。

但し、新潟県が三条市を含む地域に新型コロナウイルス感染警報を発令した場合、使用を一旦中止し、事業期間を延期することがある。

5. 飲食券の制限事項

- (1) 飲食券は飲食の提供などの取引において使用可能とする。
- (2) 飲食券の現金化はできない。
- (3) 飲食券額面に使用金額が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 購入した飲食券の払い戻しには応じない。
- (5) 有効期間を過ぎた飲食券は利用できない。
- (6) 飲食券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、協議会はその責を負わない。

6. 飲食券の使用対象とならないもの

- (1) 取扱加盟店自らの事業者上の取引(仕入商品等の購入)。
- (2) その他協議会が指定するもの。

7. 取扱店の参加資格及び登録等について

三条市内において、飲食業、サービス業を営む事業者とし、以下の(1)～(4)に該当する事業者を除いたもので、三条市内に店舗等があり飲食券が使用できる事業者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者

- (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- (4) 上記「飲食券の利用対象とならないもの」に記載の取引。

【取扱加盟店ポスターの掲示】

貴店がSANJO 安心なお店エール飲食券取扱加盟店であることが使用者に判るよう、見やすい場所にポスターを掲示すること。

【取扱手数料】

換金時の事務経費等の取扱い手数料は無料とする。

【登録方法】

- (1) 本事業に賛同し取扱加盟店として登録を希望する事業者は、協議会指定の「SANJO 安心なお店エール飲食券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記申請書の提出先に提出する。
- (2) 申請期間及びPR
11月19日(金)で一旦締切ますが、飲食券使用期間内は随時申込みいただけます。登録店は三条市・三条商工会議所のホームページの取扱加盟店一覧名簿に順次追加いたします。
- (3) 申請書の提出先
三条商工会議所産業振興課 TEL：32-1311（市内須頃1-20）
受付日及び時間：産業カレンダー稼働日の午前9時～午後5時

8. 飲食券の換金手続きの流れ

- (1) 飲食券取扱加盟店は使用済み飲食券裏面に自店名を明記(スタンプ可)し、協議会が指定する取次機関（三条商工会議所・三条市役所 経済部商工課・栄庁舎・下田庁舎）へ換金申出書とともに提出する。提出期間は換金申出書に記載の「換金申出書持込み期間」の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 統括機関である三条商工会議所は、飲食券取扱加盟店の請求額を協議会名で指定口座に下記支払予定日に請求金額を振込む。

換金申出書持込み期間	支払予定日
令和3年 12/21(火)～12/23(木)	12/29(水)
令和4年 1/11(火)～1/13(木)	1/20(水)
令和4年 2/1(火)～2/3(木)	2/10(木)

9. 取扱加盟店の責務、登録取消について

飲食券取扱加盟店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飲食券を受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された飲食券と判断される場合は、飲食券の受け取りを拒否するとともに、その事実を統括機関である三条商工会議所に報告してください。
- (2) 飲食券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため裏面の所定欄に取扱い店名を記入することとし、既に取扱い店名の記入がある場合は、受取りを拒否してください。

- (3)受け取った飲食券を換金以外の目的に使用しないこと。
- (4)取扱店を営む事業者が自ら購入した飲食券を直接換金しないこと。
- (5)飲食券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。
- (6)事業者間決済には使用しないこと。
- (7)取扱店であることが明確になるよう、協議会が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- (8)利用者から受け取った飲食券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- (9)その他協議会がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

10. 取扱加盟店の登録取消

協議会は、飲食券取扱店の提出する登録申請書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、当該飲食券取扱加盟店の登録を取り消し、公表するものとする。

これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、協議会は当該取扱店に対し当該額を請求するものとする。